

消防職員が住宅用火災警報器の取り付けを支援 ～高齢者宅等で取付困難な家庭を訪問し、設置します～

1 目 的

全国的に住宅火災における死者の約 7 割が高齢者であることを受け、火災を早期発見し、逃げ遅れによる被害を防ぐため、消防職員が高齢者等宅を訪問して住宅用火災警報器を取り付けます。

2 概 要

(1) 内容

住宅用火災警報器の新規取り付け、古くなった機器の取り替え、移設

(2) 対象世帯

市内の65歳以上または障がい者手帳を保有する方のみで構成される世帯
(ただし賃貸住宅は対象外)

(3) 申込条件等

- ・取り付けが必要な場所や必要個数は事前に電話等で状況を聞き取り、調整
(設置義務がある寝室・台所・階段(寝室が2階にある場合)のほか、希望の箇所)
- ・取り付けの実施日までに申込者自身が必要数の住宅用火災警報器(煙式)を準備

3 その他

- (1) 令和 5 年 8 月から事業開始。令和 5 年度の実績は16件。
- (2) 申し込みのない世帯に突然消防職員が訪問や電話で取り付けを促すことはありません。訪問する消防職員は消防手帳を携行しています。消防職員をかたる詐欺にご注意ください。



どこに付けねばいいの？
どうやって付けるの？
自分ではできない。。。 

あの時、
付いていれば
助かったかもしれない・・・ 

住宅火災による死者の
約7割は高齢者です。

高齢者を火災から守るため、消防職員が
住宅用火災警報器を取付けます！！ 